

2020年1月15日

各 位

会 社 名 株式会社アクトコール
代 表 者 名 代表取締役社長 福地 泰
(コード番号：6064 東証マザーズ)
問 い 合 わ せ 先 執行役員 CFO 高橋砂衣
電 話 番 号 03 - 5312 - 2303

決算期（事業年度の末日）の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、決算期の変更および定款の一部変更について、2020年2月27日開催予定の第16回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、2018年11月21日開催の取締役会決議に基づき、株式会社光通信（以下「光通信」という）との間で資本業務提携契約を締結し、2018年11月21日をもって光通信が当社の主要株主である筆頭株主およびその他の関連会社となりました。

当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとしておりますが、光通信が3月決算であることを受け、また当社業務の繁閑を考慮して、当社決算期を光通信の中間決算期に統一することにより、経営計画の策定や業務管理等の経営および事業運営の合理化を図り、適時・適切な情報の開示に取り組むため、当社の事業年度を毎年10月1日から翌年9月30日までに変更するものであります。

2. 決算期変更の内容

現 在	毎年11月30日
変 更 後	毎年9月30日

※ 決算期変更の経過期間となる、2020年9月期は、2019年12月1日から2020年9月30日までの10ヶ月決算となる予定です。

3. 今後の見通し（2019年11月期実績および2020年9月期予想）（単位：百万円）

	連結 売上高	連結 営業利益	連結 経常利益	親会社株主 に帰属する 当期純利益	1株当たり配当金（円）		
					中間	期末	合計
第17期予想 (2020年9月期)	4,000	775	731	439	0.00	0.00	0.00
第16期実績 (2019年11月期)	4,542	877	823	541	0.00	0.00	0.00

4. 定款変更

(1) 定款変更の理由

事業年度の末日の変更に伴い、現行定款第12条、第36条および第38条も所要の変更を行い、定時株主総会の基準日および期末配当の基準日を毎年9月30日に、中間配当の基準日を毎年3月31日にそれぞれ変更するものであります。また、事業年度の変更にかかる経過的な措置として附則を設けるものです。

(2) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を表しております)

現 行 定 款	変 更 後
(定時株主総会の基準日) 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>11月30日</u> とする。	(定時株主総会の基準日) 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>9月30日</u> とする。
(事業年度) 第36条 当会社の事業年度は、毎年 <u>12月1日</u> から翌年 <u>11月30日</u> までの1年とする。	(事業年度) 第36条 当会社の事業年度は、毎年 <u>10月1日</u> から翌年 <u>9月30日</u> までの1年とする。
(剰余金の配当の基準日) 第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>11月30日</u> とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 <u>5月31日</u> とする。 3 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	(剰余金の配当の基準日) 第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>9月30日</u> とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。 3 (現行どおり)
附則 (監査役の実任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第12回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の	附則 (監査役の実任免除に関する経過措置) 第1条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 後
<p>限度において、取締役会の決議によって免除 することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(第17期事業年度)</u></p> <p><u>第2条 第36条の規定にかかわらず、第17期の事 業年度は、2019年12月1日から2020年9月 30日までの10か月間とする。</u></p> <p><u>2 第38条の規定にかかわらず、第17期の事 業年度の中間配当の基準日は2020年5月31 日とする。</u></p> <p><u>3 本条は、第17回定時株主総会の終結の時 をもって削除する。</u></p>

以上